

政策金融改革の趣旨と経緯

- 政策金融改革は、資金の流れを「官から民へ」改革し、経済全体の活性化につなげていくため、「民間にできることは民間に」委ねるとの観点から見直しを行ったもの。
- このため、政策金融機関の担っている機能を抜本的に見直し、完全民営化、廃止される機関の機能を政策金融の外側に切り出すとともに、必要最小限の業務を1つの新たな政策金融機関に担わせることとした。

政策金融改革の経緯

「政策金融改革の基本方針」

経済財政諮問会議 (H17.11.29)

「行政改革の重要方針」

閣議決定 (H17.12.24)

「行政改革推進法」成立

(H18.5.26)

「政策金融改革の制度設計」

政策金融改革推進本部・行政改革推進本部決定 (H18.6.27)

<基本方針の決定>

- ・ 政策金融の機能の見直し、縮減
- ・ 貸付残高対GDP比半減目標
- ・ 政策金融機関の再編の基本方針
 - ① 5機関を統合し、1つの新政策金融機関へ
 - ② 商工中金と政策投資銀行は完全民営化
 - ③ 公営企業金融公庫を廃止
- ・ 危機対応体制の整備

政策金融改革関連法案の策定など、政策金融改革の実現に向けて整理することが必要と考えられる機関の統廃合や完全民営化の在り方及び危機対応体制の整備に関する具体的な内容等について提示。

政策金融改革関連法案を平成19年通常国会に提出し、成立

(注) 海外経済協力(円借款)については、改正JICA法案を平成18年臨時国会に提出し、成立。

平成20年10月 新体制への移行